

第 4 章

計画の内容

1 基本理念

2 基本目標 I～V

1 基本理念

男女が共に創造する 県下一元気なまち肝付

性別にとらわれず個性を十分に発揮できる環境を整え、町民全てが創造しあう県下一元気なまち“肝付町”を共に目指します。

2 基本目標 I～V

基本目標 I 男女共同参画を進める意識づくり

町民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し、認め合い、男女平等の意識をもつことは大切です。固定的な性別役割分担意識は男性、女性それぞれの生き方を狭め、自分らしく生きることの困難な社会をつくり出すことにもつながりかねません。男女共同参画社会の実現のためには、男女が平等な立場で、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することが重要で、私たちの身近にある慣習や制度の中の固定的な性別役割分担意識や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい環境づくりが必要です。

① わかりやすい広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する意識啓発を進めるため、関係法令の周知、広報誌・インターネット等様々な媒体を通じて情報提供を行うとともに、多様な機会をとらえて啓発活動を行います。県及び各種団体との連携による啓発、男性・女性それぞれの立場での研修会等を開催・参加するなどし、あらゆる分野に誰もが参画することのできる基礎づくりとして、現状把握と情報の提供に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	わかりやすい広報・啓発の実施	広報誌やホームページの利用による正確でわかりやすい広報・啓発活動	企画調整課
2	多様な機会を活用した啓発活動の充実強化	「男女共同参画週間」「人権週間」「男女雇用機会均等月間」での啓発活動	企画調整課 住民課 生涯学習課
3	法律・制度の周知	「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」等関係法令のわかりやすい周知	企画調整課
4	各種団体との連携による啓発の推進	国・県・企業などとの連携・協働による啓発	企画調整課

5	男性への啓発の推進	あらゆる機会を通しての各種講座での啓発	企画調整課
		男性の家庭や地域活動への積極的な参加を促す啓発活動	企画調整課
6	女性の積極的な参画に向けた啓発の推進	女性のあらゆる分野への積極的な参画を促し、意識を高めるための啓発活動	企画調整課 生涯学習課
7	女性の参画状況の把握	女性の参画状況についての調査及びその情報提供	企画調整課 生涯学習課

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女の人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、学校、家庭、地域における教育・学習が果たす役割は大きいものがあります。また、高度情報化、高齢化の進展などを背景に様々な課題が生まれ、幅広い分野においての学習ニーズも高まっています。

これらのことから学校教育の場はもとより家庭や地域社会においても、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの教育・学習の充実に努めるとともに、生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	学校における男女平等の理念を推進する教育の実践	「人権尊重」「男女平等」「男女の協力の重要性」「家庭生活の大切さ」などについての指導の充実	教育総務課
		学習指導要領に基づき男女の協力と家庭を築くことへの重要性の認識の教育	教育総務課
2	教育関係者の研修の充実	男女共同参画の正確な理解と浸透を図るための研修会の開催	教育総務課

③ 多様な価値を尊重する社会（ダイバーシティ社会）の実現

男女平等の実現や女性の地位向上のために採択された国際人権規範等を取り入れ、多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進します。また、性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進め、性自認や性的指向にかかわらず人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指します。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	多様性を認め、多様性に富んだ活力ある社会の実現	性別、年齢、国籍、障害の有無、学歴、価値観、社会的な属性など、一人ひとりが持つ様々な違いを理解し、それぞれの能力を發揮し、活躍できるための取組みを検討	企画調整課

基本目標 II

家庭における男女共同参画の推進

家庭生活は一人ひとりが家族の一員として尊重される中で、相互の協力によって築くものであり、男女がともに仕事と家庭の調和を図りつつ両立し、育児や介護等についてもそれぞれの責任を果たすことが大切です。しかし、核家族化や共働き家庭が増加しているなかで、育児や介護は主に女性が担っているのが現状です。そのため、家庭における固定的な性別役割分担意識を解消しつつ、男女がともに育児や介護を分かち合うことができる環境整備を図るとともに、育児や介護に関するサービスの充実に努めます。

また、一人ひとりが家族の一員としての自覚を持ち、相互の協力のもとに責任を果たすことができるよう家庭教育・学習の推進に努めます。

① 子育て・介護支援策の充実

子育てや介護については、社会全体の取り組みとして支援する必要がある、安心して子どもを産み育てられるよう、仕事と両立できるよう、子育てや介護にかかる負担を少しでも取り除く様々な支援がますます重要となっています。多様な需要に応じた情報の提供、保育・介護サービスの充実、子育て・介護に対する不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	家庭における子育て・介護に関する情報提供の充実	家庭における男女共同参画推進のための情報提供	企画調整課
2	子育て・介護を支援する環境づくり	子育て講演会・家庭教育学級等の開催	福祉課
		介護支援研修会等の開催	福祉課
		放課後子どもプランの推進及び拡充	福祉課
		地域の各種団体と連携した介護支援	福祉課
		高齢者関係団体を活用した子育て支援	福祉課
3	多様な保育サービス等の充実	放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置	福祉課
		低年齢児保育、延長保育、一時保育、夜間保育、病後児保育などの多様な保育サービス	福祉課
		認定子ども園の推進	福祉課
4	子育て・介護に関する相談体制の充実	子育て・介護の不安解消及び相談、情報交換の場の提供	福祉課
5	公共施設等の整備	公共施設でのベビーベッド、ベビーシートの設置	建設課 福祉課 健康増進課
		誰もが利用できる「多目的トイレ」の設置	建設課 福祉課

6	道路のバリアフリー化の推進	妊婦・児童・高齢者等安心して通行できる歩道の有効幅員の確保及び段差・勾配の解消	建設課
7	公園におけるバリアフリー化の推進	緑地や子どもの遊び場の確保及びバリアフリー化	建設課

基本目標 III 地域における男女共同参画の推進

地域での活動に男女が平等に参画し、責任を担い、地域づくりを推進することは大切ですが、男女の参画状況については未ださまざまな場面で偏りがみられ、女性のリーダーはほとんどいない状況にあります。今後は固定的な性別役割分担や差別意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画できるよう、だれもが地域活動や町の施策、方針決定の場に参画しやすい環境づくりに努め、女性の積極的な参画についても支援していくことが必要です。

① 多様な学習機会の提供

県との連携により研修・講座を開催し、地域での男女共同参画推進に向けての情報提供及び啓発活動を行います。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	研修・講座の実施	県主催の研修参加や専門家を活用した講座の実施	企画調整課
2	地域における参画の推進	地域活動に参加することの重要性の啓発・情報提供	企画調整課

② 生涯を通じた健康支援

男性も女性も身体的特質を十分理解しあい、健康で生活していくことはすべてにおいての根幹となるものです。よって、健康保持のための相談・指導疾病予防のための健診を実施するとともに、健康づくり、体力保持増進のためのスポーツ活動の推進にも努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	健康保持のための相談・指導の充実	女性特有の健康問題等身体的問題や心の悩みも相談できる体制づくり	健康増進課
2	成人期・高齢期の健康づくりの推進	健康診査・保健指導の充実	健康増進課
		健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及	健康増進課
3	がんの予防対策の実施	乳がん・子宮がんの検診実施と受診率の向上	健康増進課
4	生涯にわたるスポーツ活動の推進	健康・体力保持増進のためのスポーツ・レクの推進	生涯学習課

③ 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面すること、男性・女性とも理解し、その不安を少しでも取り除くため相談・指導体制の充実を図ります。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	妊娠中及び出産後の子育てへの支援	妊娠・出産・子育てに関わる悩み相談、指導・助言	健康増進課
		助産婦や乳幼児の健康診査や健康指導	健康増進課
		不妊相談体制の充実	健康増進課

④ 適切な性教育の充実

男女が互いの性について正しい知識を持ち、健康の重要性を認識できるよう発達段階に応じた性教育の充実に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	学校における性教育の実施	健康の重要性について正しい知識を持つための発達段階に応じた適正な性教育	教育総務課

⑤ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症、薬物等は健康を脅かす重大な問題であることから、男女ともに正しい知識の普及と防止対策の強化を図ります。また、飲酒・喫煙が妊婦及び乳幼児に与える影響を考え、喫煙・分煙対策を推進します。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	HIV・エイズ、性感染症対策の推進	HIV・エイズ、性感染症の正しい知識の普及	健康増進課
2	薬物乱用防止対策の推進	薬物が健康に与える影響についての正しい知識の普及と防止対策の強化	健康増進課
3	喫煙、飲酒対策の推進	飲酒・喫煙の影響の知識普及	健康増進課
		受動喫煙防止のための職場、公共の場などの喫煙・分煙対策	健康増進課 総務課

⑥ 高齢者や障害者の自立促進

超高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女の自立し誇りを持った社会参画が促進され、高齢者が要介護状態になることを防止する予防的措置が重要です。

また障害者については、社会参加や雇用機会の確保において、未だに厳しい状況にあり、障害者が地域において障害を持たない人と同じように生活し、あらゆる分野で社会参加できるような体制の充実を図る必要があります。

このため、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図ると共に、高齢者の自立や安

全・安心を確保し、合わせて年齢や障害の有無に関わらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	保健福祉の推進	健康増進及び介護予防等の予防重視型施策	福祉課 健康増進課
		状態の維持・改善と重度化を防止するリハビリを中心とした介護サービスの普及	福祉課
2	就労への援助	知識や能力活用のため就業機会を確保するためのシルバー人材センターの活動支援	福祉課
3	居宅サービス等の充実	訪問介護員の資質向上のための研修会等の開催	福祉課
		介護予防事業の充実	福祉課
4	社会参加活動の促進	高齢者の様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供	生涯学習課
5	配慮のあるまちづくりの推進	高齢者や障害者の特性に配慮したバリアフリーなまちづくりの推進	関係課

⑦ まちづくり、観光における男女共同参画の促進

まちづくり、観光などの地域づくりへの男女の参画を促進するため、活動グループや人材の育成支援を推進します。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	地域づくり活動への参画推進	まちづくり、観光などの地域づくり活動グループや人材育成支援	企画調整課

⑧ 環境保全活動への男女共同参画の促進

多くの町民が環境について知り、学び、考え、自発的な環境保全の取り組みの実践につながるよう、様々な広報媒体を活用し、情報提供を行います。環境保全の意識の高揚を図るとともに地域環境保全活動への参画促進を図ります。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	環境保全活動を推進するための広報・啓発の実施	町民の環境問題についての理解のための情報提供（広報誌・ホームページ）	住民課

⑨ 芸術文化活動への男女共同参画の促進

文化活動への男女の参画を一層促進するための啓発を行うとともに、身近な場で芸術文化に触れる環境づくりに努め、芸術文化活動への男女の参画促進を図ります。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	芸術文化活動への参画促進	身近な場での芸術文化に触れる環境づくりによる参画促進	生涯学習課

⑩ 防災における男女共同参画の促進

被災時には、被災した立場でも、現場で活動する立場でもその両方で、男性女性それぞれの働きが重要となるため、男女共同参画の視点に立った防災対策や防災現場への女性の進出促進に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	男女共同参画の視点に立った防災計画の策定、施策の推進	総務課

⑪ 農林水産業及び商工業等自営業における女性の自立支援

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性は、経営の実質的な担い手として重要な役割を果たすとともに、食に対する安全や消費者の信頼の確保という視点からも大きな役割が期待されています。しかしながら、地域に残る性別による固定的な役割意識や慣習などから、経営や地域などの方針決定過程への女性の参画は少なく、女性の果たす役割が適正に評価されていないのが現状です。よって、女性自身の参画意識や能力の向上及び地域の意識改革を図りながら、組合や各種協議会等の委員・役員として、施策・方針決定過程への参画を働きかけていきます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	女性の役割に対する適正評価	自営業に従事する女性の役割の適正評価に向けた経営方針過程への参画促進啓発	農業振興課 畜産課 林務水産課 産業創出課
2	施策・方針決定過程への参画促進	関係団体（農協・漁協・商工会・森林組合等）との連携による役員等政策・方針決定過程への参画促進	農業振興課 林務水産課 畜産課 企画調整課
		農業委員の女性の参画促進	農業委員会
3	女性の経済的地位の向上	家族経営協定等の普及・経営の法人化を推進	農業振興課 畜産課
		女性認定農業者の拡大	農業振興課 畜産課

⑫ 地域間交流における男女共同参画の促進

都市と農山漁村の交流についてはその気運が高まっており、食育の面からも生産者と消費者の交流、商工・観光業等とのネットワーク化などへの女性の参画を促進します。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	地域間交流の促進	地域の食文化伝承	農業振興課 生涯学習課 健康増進課
		商工業・観光業との連携	企画調整課

⑬ 職業能力開発と多様な働き方支援

働きたい人が性別にかかわらずその能力を發揮できる社会づくりは、多様な人材の活躍を促し、社会経済の活力の源となります。したがって、男女労働者間に生じている格差の解消を図り、職業意識を高めるとともに、職業能力の向上の支援に努めます。

また、育児等のために退職した女性が再就職を希望したり、起業に取り組む例も増えているため、経験や適正に応じた再チャレンジを支援する施策の充実を図ります。

このほか、パートタイム労働や派遣労働、在宅就業など働き方の多様化が進むなかで、職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件の確保をはじめ、多様な働き方を可能とする就業環境の整備促進の啓発に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	職業意識の育成	学校教育の中での職場体験等による職業意識の育成	教育総務課
		就職希望者に対するハローワークと連携による情報提供	企画調整課
2	多様な働き方を可能とする就業環境の整備	短時間労働者のための雇用に関する法令・指針の周知・啓発	企画調整課
		起業に関する情報提供	企画調整課

⑭ 女性の活躍の促進

女性自らが意欲を高め能力が發揮できるよう人材育成に取り組むとともに、あらゆる分野における男女共同参画の拡大を目指します。また、職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が性別による差別や妊娠・出産による不利益を受けることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりを進めます。

さらに、女性が様々な分野に参画し、能力を發揮していきいきと暮らし、働くことができるよう、女性の経済的自立の促進も目指します。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を進めます。	関係課
2	女性職員の登用拡大	男女職員が対等な構成員であることを基本に、女性の職務能力がより發揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への登用を推進するとともに、性別にとられない職場配置を行うよう取り組みを進めます。	総務課 企画調整課

基本目標 IV

職場における男女共同参画の推進

男女がともに働き、その能力を社会的に発揮することができるよう保障することは社会の責務であり、「男女雇用機会均等法」等の各種法制度が整備されてきてはいますが、現実にはなお厳しい状況がみられます。職場における男女共同参画の実現に向けて、一人ひとりの働く意思を尊重し、その能力を十分に発揮できる就労機会の確保や男女がともに働きやすい職場づくりをするために、就労に関する情報提供の充実を図り、企業や事業所等への啓発に努めます。

① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

男女がその個性と能力を発揮し、経済的、社会的利益を受け、共に責任を担う社会を築いていくため、女性の方針決定過程の場への参画を進めることは極めて重要ですが、行政や企業など様々な社会的組織において、政策・方針決定過程の場にいる女性の数は未だ少なく、女性の意思を十分に反映できる状況にあるとはいえません。このような男女間の格差を改善するために必要な範囲において、その機会を積極的に提供するポジティブアクション（積極的改善措置）の取り組みを進めていくことが必要であり、今後とも状況を定期的に把握し、行政がさらに積極的な登用の促進を図るとともに、企業等への働きかけを強めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	町が設置する審議会等の委員への女性参画促進	具体的な登用目標の設置	関係課
		審議会等設置時における公募委員の募集	関係課
		推薦委員会等関係団体への協力依頼	関係課
2	女性の人材に関するデータベースの充実	各分野で活躍する女性の情報収集及び情報提供	企画調整課
3	女性の積極的な参画に向けた啓発の推進	女性自らの意識を高めるための啓発	企画調整課
4	町における女性の登用推進	管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用	総務課
5	町における仕事と家庭の両立支援の推進	適正な人員配置による超過勤務の縮減	総務課
		育児休業・介護休暇等の情報提供及び取得促進	総務課
6	町職員に対する研修の実施	町職員への男女共同参画に対する研修会の開催	総務課 企画調整課
7	企業や各種団体等における女性の参画促進	企業・各種団体に対する女性の登用の啓発	企画調整課

② 企業における女性の能力発揮のための推進

実質的な男女の均等確保を実現し、女性の能力が十分に発揮できるようにするため、事実上生じている男女間の格差を解消するための取り組みとして、企業のポジティブアクション（積極的改善措置）の啓発促進に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	企業におけるポジティブ・アクションの推進	地元企業への「ポジティブ・アクション」導入の啓発	企画調整課
		実践事例の紹介	企画調整課

③ セクシャルハラスメントの防止対策の推進

職場におけるセクシャルハラスメントは、個人の人権を踏みにじる行為であるばかりではなく、男女労働者の能力発揮の妨げにつながっており、防止対策の徹底を企業へ強く働きかけます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	セクシャルハラスメントの防止対策の推進	「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針の周知	企画調整課
		役員内のセクハラ個別事案に対する相談受付	総務課

④ 男女の均等な雇用環境の整備

女性の職場進出が進んでいますが、採用や賃金、昇進などにおける男女労働者間の格差は依然として大きいものがあり、男女雇用機会均等法に基づく、さらなる男女の均等な機会と待遇の確保、その他法令の周知啓発に努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	男女雇用機会均等のさらなる推進	企業への「男女雇用機会均等法」等関係法令・制度の周知啓発	企画調整課
2	労働相談機関の周知	労働の場における差別の解消や就業条件整備に向けての相談機関の周知	企画調整課
3	妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの周知	不利益取り扱い撤廃に向けての関係法令等の周知	企画調整課

⑤ 仕事と家庭の両立支援

仕事を持つ女性が増え、働きながら安心して子どもを産み育てることができるような職場環境づくりは大変重要となっています。妊娠中及び出産後の健康保持へ一層配慮し、男性・女性それぞれの働き方の見直しを推進し、企業および労働者に対し情報提供を行い、労働に関する制度の周知を行います。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の表彰	企画調整課

		仕事優先の風土組織や男性も含めた働き方の見直しの啓発	企画調整課
2	育児・介護休暇の取得と子育てしやすい環境の整備	企業への「介護休暇制度」「育児休暇制度」の周知啓発	企画調整課
		育児のための勤務時間短縮、時間外労働の制限措置等の普及啓発	企画調整課
3	育児・介護を行う労働者の継続就労支援	育児・介護を行う労働者に対する相談受付及び情報提供	健康増進課 福祉課 企画調整課
4	働き方の見直しの推進	男性の育児休業取得の推進	総務課 企画調整課 健康増進課
		時間外労働の短縮、短時間勤務制度等の普及啓発及び勤務時間の柔軟な対応の推進	企画調整課

⑥働き方改革等の推進

男性中心型となっている働き方を変革し、男女が仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら選択しバランスよく実現できる就業環境づくりを目指します。また、育児・介護について、様々な家族や家庭のあり方に応じた支援策に取り組み、男女のバランスの良い参画や社会支援の拡大を目指します。

さらに、男女共同参画社会の実現には、男性により強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、家庭生活や地域活動へ積極的に参画することが必要であり、そのための普及啓発と支援にも取り組みます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	両立のための職場理解と制度の普及促進	男女が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	企画調整課
2	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	企画調整課
3	事業所への情報提供・啓発	事業者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います	企画調整課

基本目標 V 男女の人権を尊重する社会づくり

人権はすべての人が生まれながらにして持ち、人間らしく生きていくために必要な権利であり、誰からも侵害されることがあってはなりません。よって人権尊重は、私たちの社会生活の基礎をなすものであり、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮でき

る社会をつくるためには、基本的な条件となります。このようなことから人権尊重意識の高揚に努めます。

① あらゆる暴力を防ぐ環境づくりの推進

暴力は誰に対しても許されるものではなく、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。また、インターネットなど情報化の急激な進展に伴い、性の商品化や暴力的な表現での人権侵害など、新たな課題も生じています。加えて、性犯罪、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などは恐怖と不安を与えると同時に重大な人権侵害です。このことが潜在化したり、個人的な問題とされる傾向にあります。よって関係機関の連携を強化し、暴力の未然防止、早期発見・早期対応に努め、暴力は絶対に許さないという認識が広く社会に徹底されるよう、配偶者暴力防止法やストーカー行為等の規制等に関する法律など、暴力に関する法の周知や啓発を推進し、その根絶に取り組んでいくことに努めます。

	施策の方向	具体的な取組み	担当課
1	高齢者・障害者・児童虐待及び家庭内における暴力の未然防止の推進、早期発見・早期対応	福祉・保健・教育・警察など関係機関からなるネットワークの整備・推進	福祉課 教育総務課 健康増進課 総務課
		振興会長、民生・児童委員等への研修、通告義務についての広報	福祉課 総務課
		乳幼児相談・健診、家庭訪問等での相談、予防及び早期発見	健康増進課
2	被虐待者の迅速かつ適切な保護	関係機関との連携による被虐待者の迅速かつ適切な保護	福祉課 住民課
3	法令及び相談窓口の周知	配偶者暴力防止法等関係法令及び相談窓口（家庭児童相談員、母子自立支援員）の周知	福祉課
4	意識啓発の推進	性犯罪・配偶者や配偶者以外からの暴力（デートDVなど）の予防と根絶に向けての意識啓発	福祉課 生涯学習課
5	有害環境の浄化対策の推進	有害図書等の立ち入り調査の徹底及びインターネットフィルタリングの推進	生涯学習課 企画調整課
6	女性を犯罪被害から守る対策の推進	防犯パトロールの充実（犯罪の起きやすい場所の発見等）	総務課
		付きまといや暴力被害を受けている人に対する適切な相談機関の紹介	福祉課
7	相談体制の充実	被害者に限らず、夫婦や家庭の悩みへの相談者の設置、多様な相談に対応するための関係者の研修会の開催	福祉課